

目 次

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について	1
平成 1 5 年度第二次変更事業計画及び予算について	4
平成 1 6 年度における任意継続掛金の算定の標準になる額について	4

公告第 2 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成 16 年 2 月 2 6 日招集の第 1 2 4 回組合会において議決されたので公告する。

平成 1 6 年 3 月 3 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢 崎 和 広

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 4 6 年制定）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「高額医療貸付」の次に「及び同条第 7 項に規定する出産貸付」を加える。

第 3 条第 1 項中「及び高額医療貸付」を「、高額医療貸付及び出産貸付」に改め、同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 出産貸付は、組合員（任意継続組合員を含む。以下本項において同じ。）が次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。

- (1) 法第 6 3 条第 1 項に規定する出産費（以下「出産費」という。）の支給の対象となる組合員の出産（妊娠 4 月以上（8 5 日以上をいう。以下同じ。）の異常分べん又は母体保護法（昭和 2 3 年法律第 1 5 6 号）に基づく妊娠 4 月以上の胎児の人工妊娠中絶をし

た場合を含む。以下次号において同じ。)

(2) 法第63条第3項に規定する家族出産費(以下「家族出産費」という。)の支給の対象となる組合員の被扶養者の出産

第4条第1項中「高額医療貸付」の次に「及び出産貸付」を加え、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 出産貸付を受けることができる者は、出産費又は家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の被扶養者を有する組合員

(2) 妊娠4月以上の組合員で当該組合員本人の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4月以上の被扶養者を有する組合員で当該被扶養者の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者

第5条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 出産貸付

イ 組合員の出産については、一の貸付事由(多胎出産の場合は、一産児べん出ごとに一の貸付事由)ごとに出産費に相当する額

ロ 被扶養者の出産については、前記イの一の貸付事由ごとに家族出産費に相当する額

第5条第5項中「高額医療貸付」の次に「及び出産貸付」を加える。

第6条中「又は高額医療貸付」を「、高額医療貸付又は出産貸付」に改める。

第7条中「高額医療貸付」の次に「及び出産貸付」を加える。

第8条第1項中「借受人」を「高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付けの借受人」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 出産貸付の借受人は、貸付申込書(様式第1号の3)に所定の事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、所属所長に提出しなければならない。ただし、当該借受人が任意継続組合員である場合にあっては、理事長に直接提出しなければならないものとする。

(1) 第4条第3項第1号に掲げる者 母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳(以下「母子健康手帳」という。)の写し及び出産予定日まで2月以内(多

胎妊娠の場合は4月以内)であることを証明する書類

- (2) 第4条第3項第2号に掲げる者 母子健康手帳の写し、妊娠4月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書

第14条第1項中「高額医療貸付」の次に「及び出産貸付」を加え、同条第7項中「高額医療貸付」の次に「又は出産貸付」を加え、「高額療養費」の次に「又は出産費等」を加える。

第15条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 理事長は、出産貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係る出産費等が支給されるときに、当該出産費等の額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもって借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該出産費等の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、貸付償還金払込書により理事長に払い込むものとする。

第16条第1項第1号中「高額医療貸付」の次に「及び組合員本人の出産に係る出産貸付」を加える。

第20条(見出しを含む。)中「派遣職員が職務に復帰した場合又は」を削り、「)第2条第1項の規定により派遣された職員である組合員(以下「派遣職員」という。)及び同法」を「以下「派遣法」という。)」に、「(その他貯金の受入又は資金の融通を業とする者を除く。)」を「(臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する「その他貯金の受入又は資金の融通を業とするもの」を除く。以下「金融機関等」という。)」に改め、「(高額医療貸付に係る貸付金を除く。)」を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「高額医療貸付」の次に「及び出産貸付」を加える。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(借換貸付の特例)

- 6 理事長は、派遣法第2条第1項の規定により派遣された職員である組合員(以下「派遣職員」という。)が、平成16年3月31日までに、金融機関等からこの規則に定める貸付金と同種の貸付けを受けていた場合は、職務に復帰し、又は引き続き派遣職員である場合において、当該貸付金を返済するために資金を必要とするときに、貸付けを行うことができる。この場合において必要な事項は、理事長が別に定める。

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則(平成11年規則第1号)の附

則第2項から第6項までの規定中「高額医療貸付」の次に「及び出産貸付」を加える。

様式第1号の3を次のように改める。

様式第1号の3省略

様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2省略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

公告第3号

平成15年度第二次変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成15年度第二次変更事業計画及び予算については、平成16年2月26日招集の第124回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成16年3月3日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢崎和広

公告第4号

平成16年度における任意継続掛金の算定の標準となる額について

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第48条第3項第2号に規定する平成16年1月1日における本組合の法の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となった給料の合計額を本組合員の総数で除して得た額は、323,000円である。

平成16年3月3日

長野県市町村職員共済組合
理事長 矢崎和広